平成２７年（フ）第１４号
兵庫県揖保郡太子町東南737番地161ピエデルモンテＭＡ棟204号室、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形1762番地61
債務者　森川　雅人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１５号
兵庫県たつの市龍野町堂本412番地１マンション堂本２－２号室
債務者　多月貴代歌
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第４５号
佐賀県伊万里市立花町1604番地43
債務者　石橋　敏子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２１２号
熊本市東区小峯２丁目４番15号　グリーンパーク１―202、前住所熊本市東区小峯４丁目１番34号
債務者　松波　千恵（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目５番44号　タウンハイツしま101号
債務者　鵜瀬　力也
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
広島県福山市緑町２番38―1507号
債務者　早瀬　典和
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７９号
北九州市小倉北区片野新町１丁目３番53―405号
債務者　吉田　栄吉（旧姓繁永）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３号
神奈川県逗子市桜山２丁目２番37号　シャトー山田102号
債務者　中上　　悟
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７９号
青森県むつ市昭和町14番１号　昭和団地１―２―２
債務者　畑井　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
青森県弘前市大字青樹町６番地10
債務者　後藤　優一
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２９号
山口市吉田3083番地　Ｄ３―101号、前住所山口市吉敷下東１丁目１番１号
債務者　尾崎　一弘
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
栃木県日光市今市1425番地４
債務者　近野　新一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７５号
栃木県宇都宮市駒生町1332番地　県営駒生住宅３号棟11号室
債務者　田村　政夫
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７７号
栃木県那須塩原市埼玉326番地３　グリックハイム103号
債務者　小野瀬英生
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市戸祭１丁目７番１号
債務者　土屋　容子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８０号
栃木県日光市森友1610番地17
債務者　神山　忠三
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係